



[特別企画] 特定秘密保護法施行後の社会

『THE SECRET GARDEN —嘘の中にある真実—』 感想会

特定秘密保護法の施行を控えた 10 月下旬、劇団 Musical Guild q.により、同法施行後の社会を舞台とした「THE SECRET GARDEN —嘘の中にある真実—」が上演された。このミュージカルを観た HuRP のメンバー 3 人が熱く語った！

■□■□■THE SECRET GARDEN あらすじ■□■□■

ついに秘密保護法違反の逮捕者が出た！

メディアの取材合戦にもかかわらず、検察・警察は秘密保護法を盾に一切事件の内容を明らかにしない。裁判当日、姿を現した被告人はなんと普通の市民9人！ 原発に勤務する青年とその幼馴染み、そして長者町町内会の面々だ。

無罪を主張する弁護側と、組織的犯行を主張する検察とが真っ向から対立。彼らは一体どんな「秘密」に触れたのか？

裁判官や証人も巻き込み、さまざまな立場の思いが交差するなか、果たして裁判の行方は…。

■□■□■□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

ミュージカルによる反対の意思表示

Y: まず、全体についての感想をうかがえますか？

S: 僕は、もともと演劇をほとんど観ないし、ミュージカル劇もはじめてで、観る前にイメージしていたのと大分違っていました。特定秘密保護法というテーマは硬いし、裁判シーンが延々と続くと思っていたら、場面がどんどん変わって飽きませんでした。役者さんがステージにいっぱい、踊り、歌があつて「そうだ、ミュージカル劇ってこうなんだ」と観ながら思いました。

K: 私はミュージカル劇が好きで、憲法ミュージカルも何度か観に行ったことがあり、重いテーマを出演者がいきいきと表現している姿が大変印象に残っている

ので、今回もかなり期待していました。期待通りの歌やダンスの素晴らしさに加え、特定秘密保護法の問題点、特に、いわゆる「外形立証」の問題や、権利濫用がなされた場合に防御する術がないことなど、訴訟上の深刻な問題についても色々と考えさせられました。

Y: 知人が上演活動のお手伝いをしており、ミュージカルと聞いて最初は驚きました。が、その意外性で話題になったようです。台本の感想を求められたので、内容は観る前から知っていました。ですので、判決言い渡しの場面で観客が一斉にホッとした瞬間が実はおかしくて(笑)。でも、それだけお客さんは真剣でしたね。台本は、海渡雄一弁護士と久保木亮介弁護士が、実際にこの法に関する裁判が行われた際にどう展開するか、慎重に検討してくださったそうです。

◆「疑似体験できました」

Y: 途中の展開はいかがでしたか。

S: 被告たちは普通の市民だと思っていたら、目的意識のある行動だったことがだんだんあきらかになる予想外の展開で、この先どうなるかと思いつつ楽しみました。あと、裁判官や検察官が悩む場面がありますが、実際には明らかな冤罪事件でも、こんなこと言っているの？という主張や判決があるので、権力の側に立って、特定秘密保護法をなんの戸惑いもなく執行する検察官や裁判官がいるだろうと思いました。

K: 私は、特定秘密保護法は憲法違反という意識があ

ったので、法令の違憲性が主要な争点になるのだとばかり思っていました。被告人が漏洩罪(23条)の「特定秘密の取扱いに従事するもの」かどうか争点となってストーリーが展開していったのは意外でした。また、実際には何が特定秘密かわからないままに訴訟が進んでいってしまうということにも驚きました。抽象的な法律論ではなく、具体的な適用場面を疑似体験することで、特定秘密保護法の危険性や、なんのための特定秘密保護法なのか、という根本的な問題を実感として理解することができる構成になっていて、とてもよかったです。

Y: 台本を検討していた時、沖島原発の秘密を何にするかが大きな問題になりました。人が絶望して死ぬような秘密ってなんだろうという話になり、それで使用済み核燃料を核ミサイルに転用していたことにしました。個人的には、ちょっと無理があるのでは、と思いましたが、他にじっくりくる秘密が思いつかなくて……このシーン、どうなるだろうと気になっていました。実際に核ミサイルが出てきた時、正直少し違和感を感じました。でも、核弾頭を搭載している場面を観たら、なんだか納得しました。本当は使用済み核燃料を直接搭載しても、核ミサイルにはならないのですが。

◆裁判官はつらい？

Y: 一番印象に残ったシーンは？

S: 一番印象に残っているのは、核ミサイルに放射性廃棄物を積んだのが「秘密」だったことがわかったあたりですね。放射性廃棄物は、どこで10年以上保管するかが問題になっています。ミサイルに載せて太陽に向けて打つという考え方があるけど、それを暗示している感じがしました。秘密の内容は、放射能漏れを隠していると思っていたので、予想は外れました。

Y: 私の印象に残ったのは、開廷のシーンと裁判長が歌うシーンでした。廷吏の「開廷の時間だー」という尻上がりセリフは、イントネーションの気持ち悪さが、これから始まる裁判の内容を示唆しているようでした。

K: 私も、「開廷の時間だー」というセリフはとても印象に残っています。とても響く声でしたね。

Y: ええ。また、裁判長が歌う「裁判官はつらいよ」は思いのほかよかったです。「狭い鳥かごの中でくる日もくる日も人を裁き 手間暇かかる仕事なのに なぜか報われない！」というくだりはそうなのかなあと。最初に台本を読んだときは、裁判

長がフニャフニャして嫌だと思いました(笑)。でも、あのシーンを観たら、演技のせいか、その弱っちな感じがコミカルに感じられて。この役者さん、うまいなあ、と感心しました。

それと、「秘密のアッコちゃん」の替え歌を歌うシーンは、もう少しゆったりと歌詞を聴かせるようにしたらよかったですと思います。あの替え歌、「世界の前では平和主義♪」など、結構よくできています。私は二度観ましたが、最初に観た時にはせりふの青臭さというか、普通そこまで言わないよね、というシーンに、やや違和感を感じました。被告の同僚皆瀬が脅迫に負けて嘘の証言をしたところで「自分を責めないで」と被告たちが歌うところとか。二度目はだいぶ慣れましたが、それでも違和感は残りました。ミュージカルだと、そういう表現も必要なのでしょうか。

K: 私の印象に残っているのは司法制度やブラックな組織の本質が表現されていたところで、とてもリアルに感じられました。「裁判官はつらいよ」では最近ベストセラーになった瀬木比呂志さんの『絶望の裁判所』(講談社現代新書、2014年)などが思い起こされました。

私は、証人となった皆瀬が保身のために証言を翻す部分も、ありそうな話だなと違和感なく観ていました。一部の原発推進派が使用済み核燃料の核兵器への転用を念頭においているという話はよく耳にする話なので、特定秘密が核ミサイルであることが明らかになった時には驚きましたが、それほど違和感はありません。



ませんでした。

◆ラストは……

Y:ラストは予想通りでしたか？ 私はラストを知っていたので、みなさんがどういう結末を想像していたのかをうかがいたいです。実はラストは2パターンありました。千秋楽では全員無罪だったのです。私の斜め前に座った人は泣いていました。それを観て、ラストを知っていたにもかかわらずグッときました。私は有罪無罪の両バージョンを観ましたが、千秋楽(無罪バージョン)は役者が全力を出し切って演じており、有罪バージョンより入り込みました。

K:私は有罪バージョンを観たのですが、特定秘密保護法をあくまで合憲とするのであれば、どちらの判決もあり得るのかなと思いました。個人的には、特定秘密保護法を合憲とするにしても、なんとか条文を合憲的に解釈するなどして無罪にしてほしかったです。

S:判決の予想は逆でした。特定秘密保護法の問題を指摘し、無罪になると思っていました。でも、有罪にすることによって、控訴審で暴かれる問題を予想して、裁判官は有罪にした、そんな感じかと思いました。

Y:実際の裁判では、あのケースは無罪になるのでは、という話を法律に詳しい方から聞きました。

最後に言い残したことがあれば。

S:もう一度観たら、また違った気づきがあると思いました。1回観て、おしまいにするのはもったいないと思います。

K:そうですね。無罪バージョンも是非観てみたいです。

Y:地方公演を検討しているようですが、実現したら、また足を運んでください。今日はどうもありがとうございました。

特定秘密保護法施行後の課題～事務局より

衆議院議員総選挙の直前、12月10日に、特定秘密保護法(特定秘密の保護に関する法律)が施行された。この法律は、「漏えいすると国の安全保障に著しい支障を与えるとされる情報を『特定秘密』に指定し、それを取り扱う人を調査・管理し、それを外部に知らせたり、外部から知ろうとしたりする人などを処罰することによって、『特定秘密』を守ろうとするもの」(日弁連サイトより)。本来、国民に公開されるべき国家の情報を、行政機関による秘密指定(「特定秘密」の対象になる情報は、「防衛」「外交」「特定有害活動の防止」「テロリズムの防止」に関する情報)によって隠してしまう…国民主権を無視するという点で、特定秘密保護法は法整備云々の問題ではなく、法そのものが問題だと言える。

2013年12月の法律制定過程で、国民への十分な説明や国民的な議論がなされないまま成立した特定秘密保護法。巻頭記事『THE SECRET GARDEN—嘘の中にある真実』のように、施行後の社会を具体的に考え、改めて本法律の廃止を訴えていくことが重要だ。施行後の今、何よりもまず、特定秘密保護法の適用をさせないことが最重要課題となる。1995年、地下鉄サリン事件など一連の事件を起こしたオウム真理教に対して、公安審査委員会が今後の危険性という基準を満たさないと判断し、破防法(破壊活動防止法)の適用を認めなかった先例もある。(破防法は一度も適用されていない。)

そして、ツワネ原則(国家安全保障と情報への権利に関する国際原則)に則した情報公開制度や、国民の知る権利とプライバシーの保護が、今後さらに必要となるだろう。以下に、ツワネ原則の「本原則が起草された背景と理論的根拠」の一部を紹介する。

『(中略)…くもりのない目で近年の歴史を振り返ると、正当な国家安全保障上の利益が最大に保護されるのは、実際には、国の安全を守るためになされたものを含めた国家の行為について、国民が十分に知らされている場合だということがわかる。国家の行為を国民が監視することができ、情報にアクセスすることができるようになれば、公務員の職権乱用を防ぐだけでなく、人々が国の方針決定に関与できるようになる。つまり情報へのアクセスは、真の国家安全保障、民主的参加、健全な政策決定の極めて重要な構成要素である。…』

(日本語版翻訳:日弁連/2013年11月) <http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/statement/data/2013/tshwane.pdf>

総選挙結果から考える

11 月末の沖縄知事選での翁長氏の圧倒的勝利を無視するが如く、安倍政権が、野党に選挙準備をさせずに再び多数議席を得るためだけに「大義なき解散」に打って出た。

この 2 年間の安倍政権が実施してきた政策を検証すれば、「アベノミクス」、憲法「改正」、集团的自衛権行使容認の閣議決定、特定秘密保護法の施行、原発の再稼働など是非が問われる問題は数多くあり、またアジア諸国との関係でも「紛争を前提とするような挑発を繰り返す」という平和的共存と真逆の外交政策も問われるべきだった。

それにもかかわらず、多くのマスメディアは「争点なし」、「自公で2/3超え」と報道したこと、そして結果として自公政権の議席が選挙前と同様に2/3を超えたことは由々しき現実だが、この結果を冷静に捉えることが必要だと思われる。

(1) 戦後最低の 52.66%という投票率という点。選挙権の行使をしなかった有権者が半数(中には積極的に棄権という意思表示をした人もいるが)近くいたということは、有権者の半数の意思(しかも死票率約48%)だけで構成された脆弱な国会構造ということである。

(2) 自公両党の議席数が解散前とほぼ同じとなったが、この議席数には小選挙区で相対的に一番得票数の多かった当選者を数多く含んでいるということを見過ごしてはならない。比例区では自公あわせて得票率は 46.9%と半数に満たないことをあわせて考えると、



得票数、率に対して議席数が正確に反映しない現選挙制度だからこそその2/3超の議席数なのである。現選挙制度がこのままでよいのか、一票の格差問題も含めて問われる。

(3) このような中で最大の注目すべき点は、沖縄選挙区における選挙結果である。辺野古への基地建設を強引に進めようとする安倍政権に対し、沖縄県民は知事選に続き、選挙共闘を行い全選挙区で明確に「ノー」の意思表示をした(自公候補全て落選)。これは、安倍政権に対して辺野古問題を含むあらゆる面で異議申立てを行ったということだ。

このことは、日本の選挙結果というレベルをはるかに超えて世界にインパクトを与えた。これから辺野古基地建設を世界に問うと語った当選者らに、日本政府はどう応えるのか、監視しなければならない。また多くの国民が感じている政治の矛盾や政権への異議を受け止め、対抗した共産党が 21 議席を獲得したことは、共産党に限らず、明確に政権に対抗する政党が数多く出現すべきことの必要性を示した。

では、私たちは今回の結果を受けてこれからどう考え、どう行動すべきなのだろうか。

まずは、国会での力関係がストレートに国民の意思を拘束しないという点を再認識することである。つまり国会が現状とは逆に国民の意思を正確に反映する状況になったとしても、個別政策で必ずしも正しいことを進めるとは限らない。それに対してどんな場合でも常に、そして最終的には是非の判断を、主権者はできるということである。

今後安倍政権は集团的自衛権行使、消費税 10%化など数多くの反国民的政策をゴリ押ししてくるが、その一つ一つに対する是非の判断は国民の手にあるということに確信と自信を持ち、考え行動することが主権者である私たちに求められるのではないだろうか。

(H.K.)

■日評アーカイブズ■

歴史を牽引した名著、そして歴史的資料から学び、行動するための知恵にしよう！

11月より立ち上がった「日評アーカイブズ」というものがある。
これは、日本評論社が創業100周年記念(2018年)として取り組む企画で、戦前・戦中の本を、リクエストの多いものから、電子書籍(PDF)とオンデマンド本として復刻する試みである。

この企画の立ち上げに、村井敏邦氏(一橋大学名誉教授・弁護士)は次のようなメッセージを寄せている(ウェブサイトより)。

「憲法9条が葬り去ったはずの戦争への道が復活しようとしている。今ここで何をすべきか。それぞれの方法があるだろうが、第2次世界大戦への道を振り返り、その轍を踏まない方策を考えるのも、一つの方法である。」

たとえば、次のような書籍が候補としてあげられている。

◎法律時報編集部 編『逐条解説 国家総動員法』(1939年)

第2次世界大戦直前、1938年に成立した国家総動員法。これは総力戦遂行のため、国家の全ての人的・物的資源を、政府が統制運用できる旨を規定した法律である。その逐条解説を、当時の商工省、司法省、内務省、大蔵省、厚生省などの書記官・事務官が書いている。

◎河合栄治郎『ファシズム批判』(1934年)

第2次世界大戦前夜、国家主義と独裁主義を厳しく批判し、「河合栄治郎事件」とよばれる思想弾圧へとつながっていった問題の書。

◎美濃部達吉『不戦条約中[人民の名に於いて]の問題』(1929年)

1928年にパリ不戦条約が締結されたが、日本政府は第1条「人民ノ名ニ於テ厳粛ニ宣言」が天皇主権に違反すると反発した。これに対し、美濃部達吉をはじめとする、東京帝国大学教授らの批判文を収録した歴史的価値ある論文集。

……などなど、いま日本社会がいつか来た道をたどっているのでは？ と危機感を感じている方々必見の書がいくつもある。

会員登録をすると予約リクエストをすることができ、20件の予約が集まったものから復刊される仕組み。

日本評論社が創業の1918年から1952年までに刊行した図書目録が同サイトに掲載されており(ダウンロード・転送自由)、そのリストも非常に面白い。

2015年、来し方に学びつつ、行動するために、リクエストしてみたいはかがだろうか。

▼URL <http://www.nippsy-archives.jp/>

▼SNS [はこちら](#)

Facebook: <https://www.facebook.com/NippsyArchives>

Twitter: https://twitter.com/Nippsy_Archives

日評アーカイブズ

日本評論社100周年記念事業

◆ 公開研究会のお知らせ 『集団的自衛権の違憲性』 ◆ 主催: 法学館憲法研究所(後援: 伊藤塾)

日時 2015年1月31日(土) 15時~17時30分

会場 伊藤塾 東京校(渋谷) TEL 03-3780-1717 / 東京都渋谷区桜丘町 17-5

◇ あいさつ 伊藤真(法学館憲法研究所所長・伊藤塾塾長)

◇ 講演「集団的自衛権具体化を阻む課題・展望」 川口創(弁護士・イラク派兵差止訴訟弁護団事務局長)

◇ ミニ講義「自衛権というものの憲法理論」 浦部法穂(法学館憲法研究所顧問・神戸大学名誉教授)

◇ 各団体からの発言

・参加費 1000円(法学館憲法研究所賛助会員・伊藤塾塾生・学生は500円)

・定員 70人(先着順・事前に法学館憲法研究所にメール・FAXでお申込みください)

※ 法学館憲法研究所 TEL 03-5489-2153 / FAX 03-3780-0130 / E-mail info@jicl.jp

2014年の活動、そして2015年に向けて

■写真集『石巻 2002～2011』の刊行(HuRP 出版)

2014年3月11日で3年となる東日本大震災を前に、HuRP 出版から竹内敏恭さんの写真集『石巻 2002～2011』が刊行された。「3.11」を目の当たりにし、HuRP では根本的な活動理念を改めて自問し話し合いを重ね、「いのちあってこそその人権」と再確認した。東日本大震災に関する HuRP の活動としては、震災後の募金活動や被災地でのボランティア、被災された方のお宅を訪問しお話を聞くことなど、その場その場で自分たちにできることをしてきたが、なかなかその経験を「伝えるツール」として残してはこれなかった。この写真集を刊行したことは、あの震災とその後の問題を風化させないための良き布石となるに違いない。今後も多くの方に手に取っていただけるように広めていきたい。

[東日本大震災 特集]

通信3月号では、東日本大震災の特集として、3.11後にHuRP 会員が直接出会った「3.11と関わるひと」たちに、それぞれが今一度つながり、『3.11～出会ったひと、ことの現在』として、現況を知り、改めて見えてくることを検証した。

■勉強会

第一回は「選挙」を取り上げ、数回に分け、参加者それぞれの視点やテーマで調べて発表し意見交換した。テーマは、立候補の懐事情／外国人参政権について／「選挙」で「国民の意思」は本当に反映されるのか／選挙管理委員会のしごととは？ など。昨年から続く安倍政権の横暴な動向として指摘している諸問題——憲法改正論、集団的自衛権の行使を認める閣議決定、特定秘密保護法の施行などについては、通信の巻頭でも批判してきたが、2015年も勉強会で人権・平和に関するテーマを持ち寄り、各テーマの意義を掘り下げていきたい。

[戦後69年 特集]

敗戦から69回目の8月を迎えて、「軍靴の音が聞こえる前に：戦前と現在の共通点を探る」と題して勉強会を開き、通信8月号でその一部を紹介した。「戦争へとつながる途」を念頭に、大正から昭和初期の日本の政治・社会状況について、テーマごとに具体的に調べ、翻って現在を見る企画で、それぞれのテーマは…軍機保護法・国防保安法と特定秘密保護法／大日本帝国憲法の天皇像に接近しつつある日本／学校教育に関する改革——道徳の教科化／美術表現の自由に対する規制。参加者の誰もが改めて日本の現状に危機感を抱いたと思う。しかし、過去に学び、想像力を持つことで「平和」を選び続けることができるということも知り得た企画だった。

■本、映画の紹介

今年もHuRP 通信では、人権・平和に関する本(HuRP の本棚／書評)や映画(HuRP シアター)の紹介をしてきた。通信の制作担当としては、『謝るなら、いつでもおいで』(川名壮志 著/集英社/2014年)が印象深い。それと関連して、少年法改正の意義と少年法の基本理念について、NPO 法人刑事司法及び少年司法に関する教育・学術研究推進センター(ERCJ)の守屋克彦理事長に「少年法と健全育成」をご寄稿いただいた通信9月号は、少年法の実態を知る意味でも大変有意義だった。

【良いお年を！】2015年は、昨年から企画している「おとなの社会科見学」や「人権・平和のための語学教室」の実現やHuRP 出版での新刊企画なども進めたいと思います。みなさんからのご意見・活動に関するご要望など、いつでも大歓迎です。今年もHuRP へのご支援をありがとうございました。来年もどうぞよろしく願いいたします。